認定(特例認定)・条例指定　簡易チェックシート

R7.6 現在

認定(特例認定)NPO法人や指定NPO法人になるためには、実績判定期間(直近の2事業年度)等において、次の基準を満たしている必要があります。

※ このシートは、初めて認定や指定を取得しようとする法人が、取得のための基準等を満たしているかをチェックするためのものです。それぞれの項目の詳細については、次ページ以降を参照してください。不明点についてはお問合せください。

基準の概要	■認定	◎特例認定	★条例指定
1 広く市民からの支援を受けている ①～③のいずれかを満たすこと(PST:パブリック・サポート・テスト) ①収入金額に占める寄附金の割合が20%以上 ②直近の2事業年度に3,000円以上の寄附をした人が年平均100人以上 ③法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている			
2 市内における公益的活動の実績がある			
3 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている(①、②の両方を満たすこと) ①特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合する 〇不特定かつ多数の市民の利益に資すること 〇市の計画又は施策の方向性に沿うこと ②当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある			
4 会員に限定した活動等、共益的な活動の割合が50%未満である			
5 運営組織や経理が適正である ・役員のうち、特定の役員の親族関係者や、特定の法人の関係者の割合が3分の1を超えていない ・公認会計士か監査法人の監査、又は青色申告法人と同等の経理を行っているなど			
6 事業活動の内容が適正である ・宗教活動や政治活動等を行っていない ・役員、社員、寄附者やこれらの者の親族に特別の利益を与えていない ・営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない			
・特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上 ・受入寄附金のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた金額が70%以上			
・特定の個人、法人、その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない			
7 情報公開が適正である ・全ての事務所で書類の閲覧に応じられる			
・主たる事務所及び市内の事務所で書類の閲覧に応じられる			
・法人のホームページ上で事業報告書等を公開できる			
8 事業報告書等を毎事業年度、期限内に所轄庁に提出している			
9 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がない			
10 設立から1年を超えている			
11 過去に認定や特例認定を受けていない			
12 設立から5年を超えていない			
◎ 欠格事由に該当しない			

※各項目の数字の前の記号は関係する制度を表しています。
■：認定　◎：特例認定　★：条例指定

■1 広く市民からの支援を受けている（PST:パブリック・サポート・テスト）

次のいずれかを満たすこと
① 収入金額に占める寄附金の割合が20%以上
直近２事業年度分の寄附金総額/直近２事業年度分の収入金額の合計　≧ 20%
② 直近の２事業年度に3,000 円以上の寄附をした人が年平均100 人以上
③ 法人の事務所がある自治体の条例指定を受けている

Q どこまで寄附金としてカウントできる？
寄附金＝「支出する側に任意性がある」、「直接の反対給付がない」もの。詳細は指定ＮＰＯ法人制度［指定申出の手引］P.１９参照

□ ①or②or③を満たす見込み：適
□ いずれも満たさない：否

★2 市内における公益的活動の実績がある

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われている

※条例指定の場合、市内に主たる事務所や従たる事務所があることは必須要件ではありません。

□ 継続的な活動が行われている：適
□ 市内での活動が行われていない：否

★3 地域の課題の解決又は地域の活性化に資する特定非営利活動に係る事業を行っている

次の①、②の両方を満たすこと
① 特定非営利活動に係る事業の実績を有し、かつ、
その継続的な実施が見込まれ、当該事業の内容が次に掲げる基準に適合する
〇不特定かつ多数の市民の利益に資すること
〇市の計画又は施策の方向性に沿うこと
② 当該特定非営利活動法人以外のものからの支援又は支持を受けている実績がある

市と協働で事業実施している・委託を受けている、国に表彰されたなど

□ ①、②を満たす見込み：適
□ ①のみor②のみを満たす見込みもしくはいずれも満たさない：否



■◎4 会員に限定した活動など、共益的な活動の割合が50%未満である

次の活動（事業費等）の合計が全体の50%未満であること
① 会員等のみを対象とした物品の販売やサービスの提供
② 会員等のみが参加する会議や会報誌の発行
③ 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動
④ 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝等の活動
⑤ 特定の者の意に反した行為を求める活動
⑥ 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動
（ＰＳＴで③条例指定を選択した法人は①～⑤の合計）

□ 該当する活動をしていないもしくは活動はしているが50%未満：適
□ 該当する活動の合計が50%以上：否

Q 「会員等」とは？
会員、役員のほか、名簿等で管理され、継続・反復して物品の販売やサービスの提供等を受ける者などを言います。

■◎★5　運営組織や経理が適正である

□ 役員が、特定の役員の親族で占められていない
・「① 特定の役員の配偶者」、「② ３親等以内の親族」、「③ その役員に雇用されている者とその親族で同一生計の者」の合計が役員総数の３分の１以下
□ 役員が、特定の法人の関係者で占められていない
・「① 特定の法人（ＮＰＯ法人や株式会社等）の役員や従業員」、「② ①の配偶者や３親等以内の親族」の合計が役員総数の３分の１以下
□ 公認会計士か監査法人の監査を受けているか、青色申告法人と同等に帳簿（複式簿記）に記録し、保存（７年間）をしている

□ すべて満たしている：適
□ 特定の役員や法人の関係者が役員の３分の１を超えている：否
□ 複式簿記に記録せず、帳簿を保存（７年間）していない：否
□ その他、満たさない項目がある：否

■◎★6　事業活動の内容が適正である

（すべての制度共通）
□ 宗教活動や政治活動を行っていない
□ 役員、社員、寄附者や、これらの者の親族に特別の利益を与えていない
□ 営利目的の事業を行う者や、宗教・政治活動を行う者、特定の公職の候補者等に寄附を行っていない

認定・特例認定の場合
□ 特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上
□ 受入寄附金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた金額が70%以上

条例指定の場合
□ 特定の個人、法人、その他の団体に対する不公正な取引その他の不当な利益につながる活動をしていない



□ 認定・特例認定・条例指定に必要な基準をすべて満たしている：適
□ 事業年度末に多額の寄附を受取り、活動に充てていない：否
□ その他、満たさない項目がある：否

■◎★7　情報公開が適正である

□ 法人の事務所において、書類の閲覧に応じられる
（認定・特例認定の場合）… 全ての事務所　（条例指定の場合） … 主たる事務所及び市内の事務所
□ 法人のホームページ上で、事業報告書等を公開できる（条例指定のみ、小規模法人には課さない）

□ 閲覧対象となる書類について、一般の人からの求めに応じて事務所で閲覧させることができる：適
□ 法人ホームページ上で、事業報告書等を公開できない：否
□ 書類の閲覧を行うことができない事務所がある：否

■◎★8　事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出している

□ 事業年度初めの３か月以内に、前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出している：適
□ 昨年度、一昨年度のいずれかで提出締切日を過ぎてしまった：否
□ 所轄庁への提出を急っている：否

※郵便の場合、法人が投函・差出した日ではなく、所轄庁に到達した日をもって判定します。

■◎★9　法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がない

□ 法人税・消費税・源泉所得税・法人住民税等を適正に申告・納付しており、法令違反、不正行為、公益に反する事実はない：適
□ 税の申告漏れなどがないか、確認したことはない：収益事業に当たる事業がないか要確認

■◎★10　設立から1年を超えている

□ 申請書の提出日を含む事業年度開始日が、登記上の設立日から１年を経過している：適

◎11　過去に認定や仮認定を受けていない（※特例認定のみ）

◎12　設立から5年を超えていない(※特例認定のみ)

■◎★　欠格事由に該当しない

・ 役員のうちに、拘禁刑以上の刑に処せられ、執行が終わった（執行を受けることがなくなった）日や、暴力団の構成員等でなくなった日から５年を経過していない者がいる
・ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している
・ 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分終了の日から３年を経過しない など収益事業等がないか確認



内閣府のホームページにも
寄附金に関する考え方が載っているよ！
チェックしてみてね！

問い合わせ先
相模原市役所　市民協働推進課
252-5277　相模原市中央区中央 2-11-15
042-769-8226(直通)